

京丹後市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成30年度に実施した監査結果を、次のとおり公表する。

平成30年12月10日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 藤 田 太

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）
公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象、期間等

（1）監査の対象

指定管理者	施設名	市所管部署
株式会社福山	京丹後市宇川温泉よし野の里	商工観光部/観光振興課
株式会社にしがき	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	商工観光部/観光振興課

（2）監査の期間等

ア 平成30年9月25日（火）～平成30年12月7日（金）

イ ヒアリングの実施日時、場所

平成30年10月25日（木）

株式会社福山 午前9時30分～午前11時40分

宇川温泉よし野の里

株式会社にしがき 午後1時～午後3時40分

弥栄あしぎぬ温泉、市役所弥栄庁舎3階会議室

3 監査の内容

監査は、次の事項に着眼点をおいて実施した。

- (1) 指定管理者の義務の履行は、法令、条例、規則、基本協定、年度協定等に基づき適正に行われているか。
- (2) 施設の管理・運営が設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的な運営がなされているか。
- (3) 利用促進のための努力が行われているか。
- (4) 施設・管理に係る会計経理、出納関係帳簿等は適正に行われているか。
- (5) 施設・管理に係る各種諸規定は整備されているか。

4 監査の方法

監査に当たっては、事前に下記の書類、資料の提出又は提示を求め、指定管理者及び市の所管課長等から内容を聴取し実施した。指定管理施設については、指定管理者の立ち合いも求め、実地調査を実施した。

- (1) 公の施設の指定管理者に係る調書
- (2) 基本協定書
- (3) 指定管理業務仕様書
- (4) 年度協定書（平成29年度、平成30年度）
- (5) 平成29年度事業計画書
- (6) 平成29年度事業実績報告書
- (7) 平成30年度事業計画書
- (8) 施設の指定管理における懸案事項・問題点等

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

株式会社福山

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 株式会社福山
- (2) 所在地 京丹後市丹後町間人1297番地の3
- (3) 設立年月 平成10年7月28日
- (4) 役員構成 代表取締役2人、取締役2人、監査役1人

2 施設の概要

- (1) 名称 京丹後市宇川温泉よし野の里
- (2) 所在地 京丹後市丹後町久僧1562番地
- (3) 開設年月 平成13年7月
- (4) 施設の構造 RC・木造混合
- (5) 敷地面積等 敷地面積 25,310㎡、建築面積 1,703㎡ 延床面積 2,015㎡
- (6) 主な施設内容 温泉、宿泊施設、レストラン、土産販売コーナー、会議室、研修室、駐車場
- (7) 源泉泉質 アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性高温泉）
- (8) 施設の休館日 毎週木曜日 ※年末年始、イベント開催時は変更
- (9) 利用者の実績 (単位：人)

	平成29年度	平成28年度	前年度比	平成27年度	平成26年度
宿泊室	4,364	4,804	△9.2%	5,032	4,345
浴室	77,313	78,403	△1.4%	83,176	82,684
大広間	537	507	5.9%	1,435	1,825
合計	82,214	83,714	△1.8%	89,643	88,854

(10) 使用料の収入状況 (単位：円)

	平成29年度	平成28年度	前年度比	平成27年度	平成26年度
宿泊室	38,651,606	38,995,858	△0.9%	44,759,819	41,237,228
浴室	27,470,156	27,587,878	△0.4%	28,555,151	27,378,806
大広間	971,060	3,566,920	△72.8%	4,409,744	5,925,645
合計	67,092,822	70,150,656	△4.4%	77,724,714	74,541,679

3 職員の配置

平成29年度末現在の職員数は、次のとおりである。

- (1) 管理責任者（支配人）1人、副支配人 1人 ※常勤

(2) 受付 4人、レストラン 2人、清掃 6人 ※常勤

(3) 本社担当 1人

4 指定管理料

平成29年度における指定管理料の総額は、9,584,000円で、4月、7月、10月、1月に分割して支払われている。

5 施設の利用状況

平成29年度の施設の営業日数は、前年度と同じく323日である。全体の傾向として、指定管理者制度の導入効果を図るうえで主たる判断基準である利用者数が減少していることは、好ましい状況であるとはいえない。

最も、平成29年度は、繁忙期における天候不順等の気象条件により利用者の減少に影響を及ぼした面もあることから、指定管理者制度導入の効果が見られないわけではない。利用者が減少した原因を分析し、利用の促進に向けた取り組みが必要と思われる。

(1) 温泉施設の状況

平成29年度の温泉利用者数は77,313人であった。平成28年度の78,403人と比較すると1,090人の減少、平成27年度の83,176人と比較すると5,863人の減少となり利用者の減少に歯止めがかかっていない状況である。温泉の湯質や眺望等利用者からの評価も高いが、指定管理者としては、温泉の特色を全面に出し、利用者のニーズに耳を傾けながら、各種の企画や行事等の開催、広報活動を検討し、施設のPRに一層努める必要がある。

(2) 宿泊室の状況

平成29年度の宿泊室利用者数は4,364人であった。平成28年度の4,804人と比較すると440人の減少、平成27年度の5,032人と比較すると668人の減少となっている。

(3) 大広間の状況

平成29年度の大広間利用者数は537人であった。平成28年度の507人と比較すると30人の増加であったが、平成27年度の1,435人と比較すると898人の大幅な減少となっている。平成27年度までは宴会場として活用も行っていたが、平成28年度以降はその活用を取りやめたことによるものである。

6 経理の状況

平成29年度の収支の概要は、収入が100,950千円となっており、このうち指定管

理料は9,584千円で収入に占める割合は9.5%となっている。その他の収入は、利用料金収入が66,122千円で収入に占める割合は65.5%、売店収入が13,233千円で同13.1%などとなっている。

また、支出は98,800千円となっており、人件費22,979千円、光熱水費26,141千円、物販等仕入費13,993千円で支出全体に占める割合が63.9%となっている。なお、収支は2,150千円の黒字となっている。

7 監査の意見

監査の着眼点に留意し調査を行った結果、以下のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

指定管理者に関する事項として、施設の管理運営業務は基本協定書等に基づきおおむね実施されていたが、事務処理の一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。所管課の指示の下、適正な事務処理を行われたい。なお、軽微な事務処理の誤り等については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

所管課に関する事項として、指定管理者の公募時の事務処理が、決裁区分に基づく決裁責任者の決裁を受けずに施行されていたので適正な事務処理を行うこと。また、基本協定書等に規定された指定管理者から受けるべき各種報告書等が定められた期日に提出されていなかった。今後、同様の問題が発生しないよう、指定管理者への指導も含め適正な事務処理を行われたい。

指定管理者は、人口減少と高齢化が進む丹後町宇川地区にあつて、地域食材の利用促進や地域住民の雇用の拡充など、地域に密着した施設運営を行っていることに敬意を表するものである。施設の利用者数は減少傾向にあるが、引き続き管理運営業務の水準の維持・向上に努めていただきたい。

今後も、施設の設置目的である「豊かな自然とふれあい、農山漁村の生活文化の実践や体験を通して市民と都市住民との交流を図る」施設として、多世代の人々の交流を促進し、併せて宇川地域の賑わいの創出に寄与する施設となることを期待するものである。

株式会社にしがき

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 株式会社にしがき
- (2) 所在地 京丹後市大宮町口大野88番地
- (3) 設立年月 昭和25年8月26日
- (4) 役員構成 代表取締役1人、取締役2人、監査役1人

2 施設の概要

- (1) 名称 京丹後市弥栄あしぎぬ温泉
- (2) 所在地 京丹後市弥栄町木橋548番地
- (3) 開設年月 平成7年3月
- (4) 施設の構造
 - ア 温泉浴場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
 - イ 泉源施設 ブロック積平屋建て
 - ウ 木質バイオマスボイラー（チップ）機械室
- (5) 建築面積 温泉浴場 1,257.07㎡、泉源施設 3.24㎡
木質バイオマスボイラー（チップ）機械室 57.67㎡
- (6) 源泉泉質 ナトリウム・カルシウム硫酸塩泉（低張性アルカリ性温泉）
- (7) 施設の休館日 毎週水曜日
- (8) 施設の利用時間 午前10時から午後10時まで
- (9) 利用者の実績 (単位：人)

	平成29年度	平成28年度	前年度比	平成27年度	平成26年度
温泉利用者	122,247	124,473	△2,226	124,885	115,635

(10) 使用料の収入状況 (単位：千円)

	平成29年度	平成28年度	前年度比	平成27年度	平成26年度
温泉使用料	39,521	40,283	△762	70,112	61,287

3 職員の配置

平成29年度末現在の職員数は、次のとおりである。

- (1) 施設管理者 1人
- (2) 温泉担当 8人 ※本業の事業を兼務 1人
- (3) 食堂担当 6人
- (4) 総務・経理担当 2人 ※本業の事業を兼務 1人
- (5) 本社担当 1人

4 指定管理料

平成29年度における指定管理料の総額は、11,143,000円で、4月、7月、10月、1月に分割して支払われている。

5 施設の利用状況

平成29年度の施設の営業日数は318日である。源泉汲み上げポンプ水位センサーや源泉汲み上げポンプ交換工事による臨時休業が3日間あったことによって前年より1日減少している。

(1) 温泉施設の状況

平成29年度温泉利用者数は122,247人であった。これは平成28年度の124,473人と比較すると2,226人減少している。利用者の内訳は、京丹後市内が約80%、性別では男性が約60%、年代別では95%が大人の利用となっている。12月から2月までの期間を除く毎週日曜日午前7時から朝風呂を実施しており好評を得ている。営業日一日当りの利用者は、384.4人と前年度より5.8人減少した。9月と10月の台風接近により閉館時間を早めたことと臨時休業日が1日増えたことが影響したものと考えられる。

(2) 食堂（レストランあしぎぬ）の状況

運営は全て指定管理者で行っているが、売上げは前年比で6,383千円の減少となった。従業員の欠員があったが補充できず、席数を大幅に減らして営業している状況である。席数が減ったスペースは、温泉利用者や食事後の休憩室として改修されている。

(3) 売店の状況

大部分が委託販売の形態である。地元産品の販売（主に野菜）に力を入れており、売上げの75%を占めている。障害者施設で製作された物産品の販売も積極的に行っている。

6 経理の状況

平成29年度の収支の概要は、収入が94,471千円となっており、このうち指定管理料は、11,143千円で、収入に占める割合は11.8%となっている。そのほかの主な収入は、温泉利用料が39,521千円で収入に占める割合は41.8%、レストラン収入は、26,254千円で同27.8%となっている。

また、支出は88,085千円で、主なものは人件費29,520千円、仕入原価26,773千円、照明冷暖房費12,076千円で、これらで支出全体に占める割合は77.6%となっている。なお、収支は6,386千円の黒字となっている。

7 監査の意見

監査の着眼点に留意し調査を行った結果、下記のとおり検討を要する事項が見られた。

所管課の指定管理者公募時の事務処理が、決裁区分に基づく決裁責任者の決裁を受けずに施行されていたので適正な事務処理を行うこと。また、基本協定書等に規定された指定管理者から受けるべき各種報告書等が定められた期日に提出されていなかった。今後同様の問題が発生しないよう、指定管理者への指導も含め適正な事務処理を行うこと。

施設設備では、危機管理とエレベーター等の保守管理の点を指摘する。

危機管理について、施設の構造上、受付・売店・レストランのある1階と浴場のある別棟2階の昇降手段はエレベーターを利用することになるため、停電等によるエレベーター停止時における利用者の安全確保に万全を期することが必要である。

この点について、所管課は指定管理者と危機予防対策や緊急時対応の課題を共有するとともに、指定管理者においては、危機管理体制の充実や緊急時における利用者の安全確保、被害の抑制や軽減を目的としたエレベーター対応マニュアルを作成し、定期的にエレベーターに関する研修や避難訓練等を実施し、危機対応能力の向上に努められたい。

また、保守管理について、施設の維持管理費用の中でエレベーターは大きなウェイトを占めている。エレベーターは、設置から 20 年以上を経過しており、維持管理、定期点検、故障や経年による部品交換の費用等メンテナンスにかかる費用が嵩んでいくことが予想される。事故防止の点からも適切な保守の方法について検討いただきたい。さらに、施設全体の経年劣化が進んでいる可能性があることから、公共施設としての重要性に鑑み、長期的な視点に立った修繕計画の作成が求められる。

なお、指定管理者においては、施設の管理運営業務は基本協定書等に基づき適正に行われており、経理その他事務においても鋭意努力されているものと認められた。施設の利用者数は、平成 27 年度以降は 12 万人台で推移しており、近隣の類似施設との競合や人口の減少など厳しい環境の下で、魅力ある施設づくりや様々な企画で集客に努力されていることに敬意を表するものである。

指定管理者として、限られた財源の中で、より効果的で効率的な管理運営を行い、市民に提供されるサービスが一層向上するとともに、更なる集客活動の取組みを期待するものである。